

輝虹会スターレインボー鈴鹿 会則

(名称)

この会は、【輝虹会スターレインボー鈴鹿】会と称する。

(事務所)

この会の事務所は、三重県鈴鹿市矢橋1-24-11に置く。

(目的)

『あなたの輝きが他の人の助けになります』をモットーとし、市民が独立しない、排除されない、誰もがこの社会の当事者として自分らしく生きられる社会を目指し多様・多世代での交流をはかることを目的とする。

ただし 以下の活動はおこなわないこととする

- ① 宗教の教義を広め、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反することを目的とする活動
- ③ 政党を推進し、支持し又はこれらに反対することを目的とする活動
- ④ 公共の利益を害する恐れがある活動

(会員)

この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、代表の承認を得るものとする。

(会費)

会費は徴収しない。飲食代・交通費は各自ご持参ください。

(退会)

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 除名されたとき。

(役員)

この会に次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 福支部長
- (3) 書記

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

(職務)

支部長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副支部長は、会長を補佐し、これの事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 書記 各ミーティングなどの書記の役割を果たす。

(事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

(附則)

1 本会の会則は必要に応じて会の承認を得て変更することができる。

※マルシェ・イベントに関しましては、売上20%いただきます。

20%は活動費とさせていただきます。